証券コード4389
2020年６月9日

株　主　各　位

東京都港区浜松町一丁目29番６号
プロパティデータバンク株式会社
代表取締役社長　板　谷　敏　正

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。
　株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使を行っていただき、株主総会のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
２．場　　所　東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー　６階
浜松町コンベンションホール　会議室１
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
◎新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により、今回開催予定の会場の使用が困難となった場合には、会場を変更する可能性があります。その場合には、速やかに当社ホームページ（アドレス http://www.propertydbk.com/）で変更後の会場をお知らせしますので、株主様におかれましては、当日ご来場前に必ず当社ホームページをご確認くださいますようお願いいたします。
◎当社では、会場受付の所定の場所に、アルコール消毒液を設置するなど、衛生環境の維持に最大限努めてまいりますが、株主総会にご参加いただく株主様におかれましても、可能な限り、マスク着用などの感染予防にご協力いただきますよう、お願い申しあげます。
◎本総会においては、感染防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（アドレス　http://www.propertydbk.com/ir/meeting.html）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社は、不動産・施設の運用管理を支援する不動産クラウド「@プロパティ」を提供しております。

IDC Japan株式会社の調査によると、2019年の国内パブリッククラウドサービスの市場規模は、前年比22.9％増の8,778億円となり、今後も成長を続けるものと見られ、2024年には2019年比2.4倍の２兆644億円に達すると予測しております（出典：IDC Japan株式会社プレスリリース「国内パブリッククラウドサービス市場予測を発表」（2020年３月18日））。

また、三鬼商事株式会社がまとめた東京都心５区（千代田、中央、港、新宿、渋谷）におけるオフィスの空室率は、2020年３月時点で1.50％となり、2019年３月時点の1.78％から0.28ポイント減少しております。一方で、オフィス賃料に関しても、2020年３月時点で坪単価22,594円となり、2019年３月から1,460円増加しております。これらの調査結果は、国内不動産を取り巻く状況が足元で堅調に推移していることを示すものと考えております。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響については不確実性が高く、今後これを注視していくことが重要であると思われます。

近年ではクラウド、モバイル、AI、IoT、ビッグデータ等の先端技術を用いて経営効率の飛躍的な向上を図る、いわゆるデジタルトランスフォーメーションが進展しており、この動きは今後更に加速すると思われます。

このような環境の変化を背景に、不動産投資運用会社（REIT・ファンド）、多数の不動産を所有する大手企業・グループ企業（金融、電鉄、電力、デベロッパー、グローバル企業等）及び総合ビル管理会社等、不動産に関わる様々な業種や業態に厚い顧客基盤を有する当社クラウドサービスの事業規模は着実に拡大しております。

当期においては、創業来培ったノウハウを活かしつつ、顧客業務の現状と問題点に対する深い洞察に基づいた解決方法を的確に示す提案型営業を、前事業年度より継続して推進してまいりました。また、新規顧客の積極的な開拓に加えて、サービス利用状況の把握、標準機能やオプションに関する最新の情報提供、バージョンアップの周知等、リレーションマネジメント体制の確立による既存顧客の満足度向上と利用拡大を図ってまいりました。また、データサイエンスサービスの一環として提供を開始した商業店舗売上予測クラウドサービス「Speed ANSWER(スピードアンサー)」は、サービス開始直後より、様々な業態のお客様よりご好評をいただいているところです。

この結果、当期の売上高は1,844,133千円(前期比 226,651千円増、14.0%増)、営業利益は318,425千円(前期比 16,240千円増、5.4%増)、経常利益は319,661千円(前期比 24,624千円増、8.3%増)、当期純利益は217,269千円(前期比 8,118千円増、3.9%増)と、前期に比べ増収増益となり、創業来最高益を達成いたしました。

なお、当社は不動産クラウド「@プロパティ」を国内中心に事業展開する単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

(クラウドサービス)

クラウドサービスの売上高は1,072,240千円(前期比 52,252千円増、5.1%増)となりました。一部の大型案件において、本稼働の開始時期が遅れたことにより目標数値には届かなかったものの、引続き新規顧客の獲得及び既存顧客の利用拡大が順調に推移したことにより増収となりました。

(ソリューションサービス)

ソリューションサービスの売上高は771,893千円(前期比 174,398千円増、29.2%増)となりました。大型案件のカスタマイズ開発、コンサルティング業務等に加え中小型案件も着実に売り上げた結果、大幅な増収となりました。

サービス別売上高

事業区分	第19期 (2019年3月期) (前事業年度)		第20期 (2020年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドサービス	1,019,987千円	63.1%	1,072,240千円	58.1%	52,252千円	5.1%
ソリューションサービス	597,494	36.9	771,893	41.9	174,398	29.2
合計	1,617,482	100.0	1,844,133	100.0	226,651	14.0

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は294,613千円で、その主なものはクラウドサービスのためのソフトウェアです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (2017年３月期)	第 18 期 (2018年３月期)	第 19 期 (2019年３月期)	第 20 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売　　上　　高(千円)	1,081,884	1,239,893	1,617,482	1,844,133
経　　常　　利　　益(千円)	141,088	235,823	295,036	319,661
当　期　純　利　益(千円)	90,519	145,863	209,150	217,269
１株当たり当期純利益 (円)	20.14	32.46	37.12	37.03
総　　資　　産(千円)	1,243,323	1,522,489	2,251,118	2,464,286
純　　資　　産(千円)	940,758	1,086,621	1,757,161	1,894,617
１株当たり純資産額 (円)	209.34	241.79	298.62	322.57

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
２．当社は、2018年３月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年４月18日付で普通株式１株につき700株の株式分割を行っております。また、2019年２月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年４月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。これらに伴い、第17期(2017年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、今後も成長拡大が予想されておりますが、以下を事業拡大のための対処すべき重要な課題と認識しております。

① 案件営業力及び執行力の増強

a. 営業力の強化

案件獲得には、顧客業務の現状及び問題点を理解し、その解決方法を的確に示す提案型営業を推進する必要があります。

提案型営業を可能とする営業担当の力量の例として、REIT・ファンド分野における最新の不動産投資業務への精通、大手企業・グループ企業分野における多様化する企業不動産（CRE）戦略への理解、総合ビル管理分野における労働集約的な作業実態に起因した業務の非効率性に関する洞察等を挙げることができます。多くの営業担当が有すべき、これら力量の向上は、安定的な案件獲得と当社の事業拡大にとって不可欠であると考えております。そのため、上記の業界及び業務に精通した営業担当を育成するため社内勉強会や外部セミナーを利用し、営業力の強化を図ってまいります。

b. 案件執行力の強化

受注したソリューション案件を確実に消化し、売上計上するための執行力が必要と考えております。現在、ソリューション案件に係る人材は、最大のパフォーマンスを発揮し、案件執行において問題は発生しておりませんが、案件は増加傾向にあり、将来的には、開発部門の人員の更なる能力向上やアウトソーシングの利用等に拠るソリューション案件の執行力強化を図ってまいります。

② 「@プロパティ」の競争力の維持・向上

当社は、REIT・ファンド、大手企業・グループ企業、総合ビル管理の各分野における業界標準システムとしての地位を確立するため、費用対効果を見極めながらプロモーション活動の実施、またAI等の先端技術の導入も含めたサービスラインナップの充実に努め、「@プロパティ」の競争力の維持・向上を図ってまいります。

③ ガバナンス体制の維持・向上

当社は、現在の人員構成に応じた内部管理体制や業務執行体制を構成しておりますが、業容拡大に備え、今後一層の企業成長を果たすために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの充実に取り組む必要があると考えております。そのために、更なる内部統制の強化、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを内部統制委員会、情報セキュリティ委員会、事業継続委員会活動により継続的に取り組み、事業活動により生じるリスクをコントロールし、業務体制の強化を図ってまいります。

④　人材の充実

組織力、商品力、営業力を高める上で、組織を構成する一人ひとりのレベルアップが不可欠です。このため当社では、継続的な採用活動及びプロジェクトマネージャー等の専門性を有するスペシャリストとしての力量獲得に向けた社内教育を推進し、事業を更に拡大できる組織体制の強化に取り組みます。

⑸　主要な事業内容（2020年３月31日現在）

区　　分	内　　容
クラウドサービス	・不動産・施設の運用管理に関するクラウドサービス事業 ・不動産・施設の運用管理に関する情報管理・分析業務
ソリューションサービス	・クラウドサービスに関するシステムインテグレータ業務

⑹　主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

本　　社	東京都港区浜松町一丁目29番６号

⑺　従業員の状況（2020年３月31日現在）

当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62（5）名	7名増（−）	41.4歳	6.6年

（注）従業員数は就業員数であり、従業員兼務役員を含んでおります。また、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻　主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑼　その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2020年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　17,976,000株

（注）2019年２月27日開催の取締役会決議により、2019年４月１日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、同日付で発行可能株式総数は11,984,000株増加しております。

⑵ 発行済株式の総数　5,913,600株

（注）１．2019年４月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,922,800株増加しております。
２．新株予約権の行使により、発行済株式総数は29,400株増加しております。

⑶ 株主数　1,399名

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	1,411,200株	24.03%
株式会社ケン・コーポレーション	735,000	12.51
板谷　敏正	533,400	9.08
高橋　秀樹	449,400	7.65
寺田　英司	224,500	3.82
日本ヒューレット・パッカード株式会社	210,000	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	208,500	3.55
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	107,000	1.82
日本生命保険相互会社	105,000	1.79
佐野　徳也	90,800	1.55

（注）持株比率は自己株式（40,043株）を控除して計算しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**（2020年３月31日現在）

当社は、2019年７月30日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア．取得株式の種類	当社普通株式
イ．取得した株式の総数	40,000株
ウ．株式の取得価額の総額	33,108千円
エ．取得期間	2019年８月１日から2019年10月25日（約定ベース）
オ．取得理由	経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を図るため。

また、当社は、2020年３月30日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

ア．取得株式の種類	当社普通株式
イ．取得し得る株式の総数	170,000株（上限）
ウ．株式の取得価額の総額	100,000千円（上限）
エ．取得期間	2020年４月１日から2020年６月30日
オ．取得理由	株主還元の強化及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため。

なお、2020年４月１日から2020年４月30日にかけて東京証券取引所において買付けた自己株式は、普通株式53,700株、取得価額の総額は41,635千円であります。

３．新株予約権等の状況

⑴ **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

⑵ **当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	板谷　敏正	
取締役副社長	高橋　秀樹	クラウド事業本部管掌
専務取締役	武野　貞久	営業本部管掌
常務取締役	大田　武	管理部門管掌
取締役	堀之内　はる代	ソリューション事業本部管掌 ソリューション事業本部長委嘱
取締役 （常勤監査等委員）	鏑木　耕三	
取締役 （監査等委員）	樋口　光輝	
取締役 （監査等委員）	越沼　孝夫	清水建設株式会社　関連事業部長

（注）１．取締役鏑木耕三氏、樋口光輝氏及び越沼孝夫氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．取締役鏑木耕三氏は金融機関の財務部門に在籍し、財務業務に携わった経験から、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
３．取締役越沼孝夫氏は長年にわたり清水建設株式会社の経理・財務部門に在籍し、経理・財務業務に携わった経験から、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
４．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
５．清水建設株式会社は、当社株式数の24.03％を保有する大株主であり、当社の取引先であります。
６．当社は、取締役鏑木耕三氏及び樋口光輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役鏑木耕三氏、樋口光輝氏及び越沼孝夫氏との間で、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

⑶ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役（監査等委員を除く）	5名	107,071千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	19,094 (19,094)
合　　計 （うち社外取締役）	8 (3)	126,165 (19,094)

（注）１．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年６月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。

２．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年６月21日開催の第16期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

３．取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等の総額には、当期に計上した役員退職慰労引当金の繰入額3,842千円を含み、従業員兼務役員の従業員分給与等は含まれておりません。

⑷ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
社外取締役（常勤監査等委員） 鏑木　耕三	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、常勤監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会14回の全てに出席し、金融機関役員として経営に携わった経験から経営全般に関する知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 樋口　光輝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会14回の全てに出席し、生命保険会社での長年の豊富な経験と、同社にて常勤監査役として務めた経験から経営全般に関する知見を有しており、有識者として専門的見地から発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 越沼　孝夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会14回の全てに出席し、清水建設株式会社での経験から財務及び会計における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　EY新日本有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動憲章」を制定し、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。

・取締役及び従業員による「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」の徹底と実践的運用を行うため、定期的に教育・研修を実施します。

・全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス担当役員を選任し、コンプライアンス委員会を設置します。

・法令違反に該当する行為の早期発見や是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用します。

・経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を評価・検証するため、内部監査体制を整備します。

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。社内体制の整備としては、「行動憲章」に反社会的勢力排除の基本方針を明記するとともに、コンプライアンス委員会による教育・研修の実施、啓発活動に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い文書(紙又は電磁的媒体)に記録して適切に保管・管理する体制を整備します。取締役はこれらの文書を閲覧することを可能とします。当該文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、これらの議事録の添付書類、稟議書類、各種契約書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書とします。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、予見可能なリスクを未然に防止するには各部門間の情報連携が必須との観点から、毎月開催される取締役会において検討・対応を協議し、迅速かつ的確な対応を講じます。更に重要な事項については、適時に取締役会を開催し、協議、対応を講じることをリスク管理体制の基本とします。

・不測の事態が発生した場合に備え、事業継続委員会を設置します。また、従業員と家族の安全確保、顧客の情報を安全かつ正確に保管し、できる限りサービスを継続するように事業継続に関する基本方針を制定します。
・企業倫理及び法令遵守の観点からは、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を推進します。
・個人情報を始めとする情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。
・財務報告の信頼性に係るリスクに関しては、内部統制委員会を設置し、リスクの予防・発見・是正処置を行う仕組みを構築します。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、達成すべき目標を明確化します。

・その目標に向けて合理的かつ効率的に職務を執行するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の経営基本諸規程の中に責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定めます。
・取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の職務執行を監督します。

⑤　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査部門においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。
・内部監査部門の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するように努めます。

⑥　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

・代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行います。
・取締役及び従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ適切に対応します。
・取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととします。

⑦　監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、取締役及び従業員が監査等委員会に直接報告できるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知します。

⑧　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
・監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担します。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換の機会を設けます。
・常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行います。
・監査等委員会は、会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受ける等の連携を図ります。
・内部監査部門長は、監査等委員会と監査情報の緊密な連携を保ち、内部監査結果を監査等委員会及び代表取締役へ報告することとします。

⑩ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保し、透明かつ健全な企業経営を実践するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効な内部統制体制の整備・運用・維持向上に取り組みます。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス意識の向上のために新入社員には「行動憲章」、「コンプライアンス規程」等の説明を行い周知徹底しております。また、全社ではコンプライアンス委員会主催の勉強会や同委員会による法令調査等で社内に周知徹底し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っております。
・「内部通報規程」に基づき内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。なお、「内部通報規程」は外部の指定登録機関（公益社団法人商事法務研究会）による一定の確認・審査を経て内部通報制度認証（「WCMS認証」）に2019年５月に登録されております。
・経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を内部監査室において評価・検証しております。
・反社会的勢力に対する対応としては、不当要求防止責任者講習の受講のほか反社会的勢力来訪時を想定した訓練を実施し、対応体制の強化を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・当期に開催された株主総会・取締役会の議事録は、添付資料とともに法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い紙及び電磁的媒体に記録して適切に保管・管理を行っております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・年１回定期的に常勤取締役（監査等委員である取締役を含む。）間で事業内容に関するリスク・課題について協議し、その結果を取締役会にて報告し、決議しております。

・毎月の取締役会において各担当取締役より事業に関する詳細報告がなされ、取締役の間で問題・課題等を共有し、その対応策を議論しております。

・事業継続委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会の継続的な活動により、リスクの予防・発見・是正処置を行っております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定・承認し、達成すべき目標を明確化しております。

・経営に関わる重要事項につき適切な意思決定を行うため、毎月の取締役会の前に常勤取締役（監査等委員である取締役を含む。）間で、協議の機会を設定し、意思決定に先立つ協議・検討を行っております。

⑤　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の求めに応じ、内部監査室の従業員が補助しております。なお、当期における内部監査室の従業員の異動はありません。

⑥　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

・代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行っております。

・常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月１回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行い、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

・取締役及び従業員は、監査等委員会が定期的に実施する業務及び財産の調査の際のほか、適宜行われている事業に関する報告の求めに対し、迅速かつ適切に対応しております。また、当社は監査等委員会を内部通報窓口の一つとして定め、経営上のリスクに係る情報等を把握するよう努めております。

⑦ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・「内部通報規程」に内部通報者等が相談又は通報したことのみを理由として内部通報者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め運用しております。

・通報者の匿名性を確保し、経営上のリスクに係る情報を把握する機会を拡充するため、内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。

⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項

・通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査等委員会の監査計画に応じて予算化されております。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月１回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行っており、必要に応じその内容を監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。

・常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行っております。

・監査等委員会は会計監査人より監査計画の説明を受けております。また監査等委員会は、会計監査後に監査結果の報告を受けるとともに情報交換等を行っております。

・監査等委員会は内部監査室とも連携し、内部監査計画及び内部監査結果について定期的に報告を受けております。また常勤の監査等委員は、必要に応じ内部監査室の監査ヒアリングに立ち会っております。

⑩ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、内部統制委員会を組織し、全社的レベル及び業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用をするとともに、内部監査室による定期的な評価を通して継続的な業務改善を行っております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期につきましては、１株当たり８円34銭の期末配当を予定しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,550,879**	**流動負債**	**353,053**
現金及び預金	934,306	買掛金	43,477
売掛金	563,789	リース債務	12,475
仕掛品	24,545	未払金	74,684
貯蔵品	122	未払費用	10,654
前払費用	27,129	未払法人税等	75,388
その他	1,245	未払消費税等	26,391
貸倒引当金	△259	前受金	64,649
固定資産	**913,407**	預り金	15,335
有形固定資産	**45,865**	賞与引当金	29,998
建物附属設備	1,109	**固定負債**	**216,615**
工具、器具及び備品	2,810	リース債務	34,016
リース資産	41,945	退職給付引当金	134,989
無形固定資産	**451,325**	役員退職慰労引当金	47,609
ソフトウエア	451,325	**負債合計**	**569,669**
その他	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	**416,216**	**株主資本**	**1,894,617**
投資有価証券	12,960	**資本金**	**331,881**
保険積立金	243,681	**資本剰余金**	**283,881**
敷金及び保証金	42,761	資本準備金	276,881
繰延税金資産	116,813	その他資本剰余金	7,000
資産合計	**2,464,286**	**利益剰余金**	**1,312,006**
		その他利益剰余金	1,312,006
		繰越利益剰余金	1,312,006
		自己株式	**△33,152**
		純資産合計	**1,894,617**
		負債純資産合計	**2,464,286**

損 益 計 算 書

（2019年4月 1 日から
2020年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,844,133**
売上原価		**975,008**
売上総利益		**869,125**
販売費及び一般管理費		**550,699**
営業利益		**318,425**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	1,230	
保険配当金	586	
保険事務手数料	1,158	
その他	75	3,059
営業外費用		
支払利息	945	
固定資産除却損	486	
自己株式取得費用	391	
その他	0	1,823
経常利益		**319,661**
税引前当期純利益		**319,661**
法人税、住民税及び事業税	116,528	
法人税等調整額	△14,137	102,391
当期純利益		**217,269**

株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	330,694	275,694	7,000	282,694	1,143,772	1,143,772	—	1,757,161	1,757,161
当期変動額									
新株の発行	1,186	1,186		1,186				2,373	2,373
剰余金の配当					△49,035	△49,035		△49,035	△49,035
自己株式の取得							△33,152	△33,152	△33,152
当期純利益					217,269	217,269		217,269	217,269
当期変動額合計	1,186	1,186	−	1,186	168,234	168,234	△33,152	137,455	137,455
当期末残高	331,881	276,881	7,000	283,881	1,312,006	1,312,006	△33,152	1,894,617	1,894,617

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	４年～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、クラウドサービス用のソフトウェアについては、見込収益獲得期間（３年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア

工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

② その他の受注制作のソフトウェア

工事完成基準を適用しております。

⑸ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額	42,751千円
⑵ 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	596千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	6,738千円
営業取引以外の取引高	-千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,884,200株	29,400株	－株	5,913,600株

（注）1．2019年４月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。
2．発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使により29,400株の新株発行を実施したことによる増加分であります。

⑵ 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－株	40,043株	－株	40,043株

（注）自己株式の数の増加は、2019年７月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式40,000株の取得及び単元未満株式43株の買取りを実施したことによるものです。

⑶ 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年６月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	48,985千円	8円34銭	2020年３月31日	2020年６月26日

⑷ 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	10,500株	8,400株
新株予約権の残高	－	－

（注）2019年４月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資に必要な資金を主に自己資金で賄っております。資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握する事が極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
⑴ 現金及び預金	934,306千円	934,306千円	－千円
⑵ 売掛金	563,789	563,789	－
⑶ 敷金及び保証金	42,761	41,959	△801
⑷ 買掛金	(43,477)	(43,477)	－
⑸ 未払金	(74,684)	(74,684)	－
⑹ 未払法人税等	(75,388)	(75,388)	－
⑺ 未払消費税等	(26,391)	(26,391)	－
⑻ 預り金	(15,335)	(15,335)	－
⑼ リース債務	(46,491)	(44,443)	△2,048

（※）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴現金及び預金、⑵売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑷買掛金、⑸未払金、⑹未払法人税等、⑺未払消費税等、⑻預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑼リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には１年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

２．非上場株式（貸借対照表計上額12,960千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	50,198千円
退職給付引当金	41,333千円
役員退職慰労引当金	14,578千円
賞与引当金	9,185千円
たな卸資産評価損	4,892千円
未払事業税	4,521千円
その他	6,709千円
繰延税金資産小計	131,419千円
評価性引当額	△14,605千円
繰延税金資産合計	116,813千円
繰延税金資産の純額	116,813千円

７．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　322円57銭

⑵　１株当たり当期純利益　37円03銭

（注）2019年４月1日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。

8．重要な後発事象に関する注記

（自己株式取得に係る事項の決定）

当社は、2020年３月30日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

⑴ 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため。

⑵ 取得に係る事項の内容

①	取得株式の種類	当社普通株式
②	取得し得る株式の総数	170,000株（上限）
③	株式の取得価額の総額	100,000千円（上限）
④	取得期間	2020年４月１日から2020年６月30日
⑤	取得方法	東京証券取引所における市場買付

⑶ その他

2020年４月１日から2020年４月30日にかけて東京証券取引所において買付けた自己株式は、普通株式53,700株、取得価額の総額は41,635千円であります。

9．その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の金額の千円未満は切捨て表示しています。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　裕　司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　川　　政　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、プロパティデータバンク株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告の監査結果

①　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

プロパティデータバンク株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　鏑木　耕三㊞

監査等委員　樋口　光輝㊞

監査等委員　越沼　孝夫㊞

（注）常勤監査等委員鏑木耕三、監査等委員樋口光輝及び監査等委員越沼孝夫は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金８円34銭といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は48,985,512円となります。
(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	板谷敏正（いたや としまさ） （1963年４月24日） 【再任】	1989年４月　清水建設株式会社入社 2000年10月　当社設立　代表取締役社長（現任）	533,400株
2	武野貞久（たけの さだひさ） （1966年10月15日） 【再任】	1992年４月　清水建設株式会社入社 2003年10月　当社入社 2005年５月　当社ＳＩ事業部長 2007年６月　当社取締役 2011年６月　当社常務取締役 2014年４月　当社営業本部管掌（現任）、ソリューション事業本部、プロバイダー事業本部管掌 2015年４月　当社営業本部長 2018年６月　当社専務取締役（現任）	84,000株
3	大田武（おおた たけし） （1969年７月14日） 【再任】	1993年４月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2006年10月　当社入社　企画管理部長 2007年６月　当社執行役員 2008年６月　当社企画管理本部長 2008年６月　当社取締役 2010年４月　当社プロバイダーマネジメント本部長 2011年４月　当社営業本部長 2015年４月　当社経営企画部、業務管理部管掌（現任） 2015年９月　当社法務・コンプライアンス部管掌（現任） 2019年６月　当社常務取締役（現任）	90,300株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	堀之内（ほりのうち）　はる代（よ） （1968年4月30日） 【再任】	1990年 4月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年10月　当社入社 2007年10月　当社営業ソリューション本部アセットソリューション部長 2011年 4月　当社ソリューション事業本部ソリューション部長 2013年 4月　当社ソリューション事業本部長（現任） 2019年 6月　当社取締役（現任） 2019年 6月　当社ソリューション事業本部管掌（現任）	6,300株
5	※ 青木（あおき）　儀和（よしかず） （1957年1月20日） 【新任】	1975年 6月　富士通株式会社入社 1986年11月　株式会社プロジェクト・アルファ取締役 1992年 4月　個人事業主（ソフトウェアエンジニアとして活動） 2013年 8月　株式会社パラダイム・システムズ取締役 2015年 4月　当社に出向、クラウド事業副本部長 2015年 9月　当社クラウド事業本部長 2017年 4月　当社入社、クラウド事業本部長（現任）	―

（注）1．※は新任の取締役候補者であります。
2．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3．「所有する当社の株式数」については、2020年3月31日時点のものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鏑木耕三（かぶらぎこうぞう） （1949年10月11日） 【再任】	1973年４月　オリエント・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社 2002年１月　オリックス・コモディティーズ株式会社　代表取締役社長 2008年４月　オリックス証券株式会社　取締役専務執行役員　管理本部長 2009年３月　オリックス銀行株式会社　常勤監査役 2015年６月　当社監査役 2016年４月　当社常勤監査役 2016年６月　当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	－
2	越沼孝夫（こしぬまたかお） （1963年２月４日） 【再任】	1986年４月　清水建設株式会社入社 2010年６月　同社東北支店経理部長 2014年４月　同社土木事業本部経理部長 2017年６月　同社関連事業部長（現任） 2018年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）	－
3	※ 小田島労（おだじまろう） （1955年１月15日） 【新任】	1978年４月　ヤマハ発動機株式会社入社 1986年11月　日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン（現ＰｗＣコンサルティング Strategy &）入社 1991年７月　株式会社NTTデータ経営研究所入社 2004年７月　同社取締役 2020年４月　協栄IT＆ビジネスサービス株式会社取締役（現任） 2020年４月　株式会社夢テクノロジー顧問（現任）	－

（注）１．※は新任候補者です。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．鏑木耕三、越沼孝夫、小田島労の３氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について

（1）鏑木耕三氏は、社外取締役（常勤監査等委員）として、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。これらの実績と過去にオリックスグループの役員として管理部門の業務を担当し、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有していること、またオリックス銀行株式会社にて常勤監査役として務めた経験も有していることを踏まえ、監査等委員として当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（2）越沼孝夫氏は、社外取締役（監査等委員）として、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。これらの実績と清水建設株式会社において長きにわたり経理・財務業務に従事しており、これまでの経歴で培われた専門的な知識と経験を有していることを踏まえ、監査等委員として当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（3）小田島労氏は、株式会社NTTデータ経営研究所においてITを中心に据えた戦略・政策立案コンサルティングなど、経営管理やIT分野に関する豊富な経験と見識を有しております。加えて取締役として会社経営についての経験も有しております。これらを踏まえ、監査等委員として当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

5. 各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）ではなく、過去５年間にこれらに該当していたこともありません。

6. 各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

7. 各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

8. 鏑木耕三、越沼孝夫の両氏は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、小田島労氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

9. 鏑木耕三、越沼孝夫の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、鏑木耕三氏の在任期間は当総会終結の時をもって４年、越沼孝夫氏の在任期間は２年となります。なお、鏑木耕三氏は、過去に当社の業務執行でない役員（監査役）であったことがあります。

10. 当社は、鏑木耕三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、小田島労氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を割当てる報酬制度を下記のとおり導入することといたしたいと存じます。

なお、2016年６月21日開催の株主総会において当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は年額150,000千円、監査等委員である取締役の報酬限度額は30,000千円とそれぞれご承認いただいております。

本総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額とは別枠として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

１．　譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、当社の対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

２．　譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の34,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3．譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から３年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定す

る場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第20期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたします、高橋秀樹氏及び樋口光輝氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社の規程に従い退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
高橋秀樹（たかはしひでき）	2000年10月　当社設立、取締役副社長（現任）
樋口光輝（ひぐちこうき）	2006年 9月　当社常勤監査役 2016年 4月　当社監査役 2016年 6月　当社取締役（監査等委員）（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー　６階
浜松町コンベンションホール　会議室１
連絡先 03－5777－3468（当社代表電話）



〈交通〉■ ＪＲ山手線・京浜東北線／東京モノレール
浜松町駅　北口より　徒歩約２分
■ 都営浅草線・大江戸線
大門駅　Ｂ５番出口より　直結

新型コロナウイルスの感染が広まっております。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。